

一般社団法人

令和2年度事業計画（案）

定款第4条及び第5条の規定に基づき次の事業を行う。

（実施事業）

1 柔道整復術の医学的研究、並びに柔道整復師の資質向上及び養成に関する事業（実施事業）

- (1) 日整及び近畿ブロック会主催の研究会、担当者会議に参加協力する。（会員外を含む事業）
- (2) 公益社団法人全国柔道整復学校協会との協調を図り、養成校の学生に対し医療人としての理解を求めるための説明、教育を行う。（学生を対象とする事業）

2 介護保険制度の協力に関する事業（実施事業）

- (1) 介護保険制度に協力する。（全柔整師対象の事業）
- (2) 機能訓練指導者講習会を開催する。（会員外を含む事業）

3 県民の健康及び福祉の増進に関する事業（実施事業）

- (1) 近畿ブロック柔道大会、少年柔道大会に協力する。（県下の少年参加事業）
- (2) 日整主催の柔道選手権大会、少年柔道大会に協力する。（県下の少年参加事業）
- (3) 柔道連盟主催の柔道大会に協力する。（会員外を含む事業）

（特定寄附）

1 公益目的事業への協力を目的とする寄附（特定寄附）

- (1) 公益社団法人兵庫県柔道整復師会への寄附を行う。

（その他の事業）

1 会員の資質向上及び養成に関する事業（共益事業）

- (1) 支部開催の生涯学習、学術研究会、保険、介護保険に関する研修会等に協力する。（総務部事業・保険部事業・介護保険部事業・学術部事業）
- (2) 一般社団法人日本柔道整復接骨医学会への入会を推進する。（その他の事業）
- (3) 学術資料及び情報の収集を行い資料等の充実を図り、学術的な調査研究を行う。（学術部事業）
- (4) 国際交流活動に協力・推進する（日整への協力事業）
- (5) 法制に関する諸問題を研究し、適切な対応を図る。（法制事業）
- (6) 生涯学習・ボランティア活動の実施を推進し、高単位取得者を表彰する。（総務部事業）
- (7) 公益財団法人柔道整復研修試験財団の運営活動に協力する。（その他の事業）
- (8) 入会者に対し法人の歴史、組織、運営及び業務内容、健康保険・介護保険等に関する指導を行い、新入会員実務講習会を開催して柔道整復師としての資質向上を図る。（総務部事業・保険部事業・介護保険部事業）
- (9) 介護保険法に基づく事業運営に関する事項。（介護保険部事業）
- (10) 介護保険関連の講習会等の企画運営に関する事項。（介護保険部事業）
- (11) 市町において実施する地域支援事業の内、事業委託を受けた介護予防事業、及び会員に対する協力援助。
- (12) 介護保険専門職種の養成講座及び受験対策講座の情報収集及び情報提供。
- (13) 介護保険法に基づく第1号事業。（介護保険部事業）

2 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業（共益事業）

- (1) 県柔道大会等を開催・協力する。（柔道部事業・その他の事業）
- (2) 全国国民年金基金の加入を推進する。
- (3) 柔整賠償責任保険の加入を全会員に推進する。
- (4) 所得補償保険、団体生命保険等を拡充し、推進する。
- (5) 互助会により会員福祉の充実を図る。（その他の事業）

3 その他前条の目的を達成するために必要な事業（共益事業）

- (1) 接骨会報「心の友」及び、月刊「せつこつニュース」を発行する。（広報事業部事業）
- (2) IT担当者会議を開催し、IT化を推進する。（総務部事業）
- (3) 会員名簿、会規の手びきを整備する。（総務部事業）
- (4) 啓発用パンフレットを整備する。（総務部事業・介護保険部事業・学術部事業・広報事業部事業）
- (5) 公益社団法人兵庫県柔道整復師会受領委任推進事業に協力する。（保険部事業）
- (6) 産業柔道整復師推進事業を行う。
- (7) その他本会の運営に必要な事業を行う。

4 前条の目的を達成するために行う収益事業（収益事業）

- (1) 居宅サービス事業及び地域密着型サービス事業（介護保険部事業）
- (2) 介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業、総合事業（介護保険部事業）
- (3) 不動産賃貸事業